奈良県告示第二百二十七号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第百十条第二項の規定により、奈良県奈良県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年八月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

名　称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
寺川石油株式会社	寺川　正洋	北葛城郡王寺町王寺二丁目八番八号	平成二十年六月一日